

## 第6章 計画の推進にあたって

本計画の実効性を高めるために、計画を着実に推進するための体制を整え、事業の進捗管理や効果の検証に取り組みます。

### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内における体制

基本計画に基づく施策は、施策の担当部署が責任を持って計画的に推進します。

横断的施策大綱の推進に向け、組織が一丸となって取り組み、必要に応じてプロジェクトチームを組織するなど、弾力的な仕組みにより取り組みます。

職員一人ひとりが、責任と情熱をもって目標の達成をめざします。

#### (2) 住民との関わり

計画の推進、住民との協働の村づくりを更に進めるため、住民と一緒に作る予算や事業の展開、住民が行う事業を支援し、村と住民が協働で取り組んで参ります。

### 2 事業計画と進捗管理等

計画を推進するための事業計画にあたっては、毎年予算編成に向け、住民懇談会、専門委員会、計画審議会等を開催し、住民の意見を反映すると共に、担当部署による事務事業評価、議会による事務事業評価の結果を反映するなど、PDCAサイクルにより、計画目標達成に向け取り組みます。

本計画の推進にあたっては、計画審議会、議会等により計画の進捗状況を検証します。